

1. 動物愛護推進員・協議会の設置状況

令和6年3月31日現在

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) 〈他自治体が設置している 協議会への参加状況〉	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) 〈委員等として参加している自治体〉	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
北海道	設置済 (平成16年2月6日)	北海道動物愛護推進協議会 (札幌市、旭川市、函館市)	委嘱済	・地域における犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発 ・道及び市町村等が開催する動物愛護週間関係行事への協力 ・道又は市町村が行う動物の譲渡事業における新しい飼い主探しへの支援協力 ・振興局が開催する会議、研修会への出席と活動報告	公募	・北海道内(札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。)に居住し、18歳以上であること ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲があること ・動物愛護管理法その他関係法令に反する行為等により、道又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことがないこと	70名 (3名)
青森県	設置済 (平成30年12月25日)	青森県動物愛護推進協議会 〈青森市、八戸市〉	委嘱済	・県民に対する動物の愛護と適性飼養の啓発に関する こと ・動物の所有者に対する動物のみだりな繁殖の防止に係る助言に関する こと ・動物の所有者の求めに応じた譲渡のあっせんその他の支援に関する こと ・県や市町村が行う動物の愛護及び適正飼養の推進に係る施策への協力に関する こと ・災害時において県や市町村が行う動物の避難及び保護に関する活動への協力に関する こと	推薦	推進員は、次のすべてを満たす者の中から選出し、知事が委嘱する。 ・青森県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦を受けた者 ・犬、猫等の動物の愛護と適性飼養の推進に熱意と識見を有する者 ・青森県内に居住する満18歳以上の者 ・動物愛護法その他動物関係法令に反する行為により、過去2年間、県又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことのない者 ・推進員を解雇されたことのない者	18名 (1名)
岩手県	設置済 (平成17年3月3日)	岩手県動物愛護推進協議会 (盛岡市) 〈盛岡市、奥州市、宮古市、二戸市〉	委嘱済	・動物の適正飼養の普及啓発 ・犬・ねこ等の不妊去勢等に関する助言 ・犬・ねこ等の譲渡のあっせんその他必要な支援 ・県、市町村が行う施策への協力	協議会構成団体等からの推薦	岩手県内に在住する20歳以上の者であって、動物の適正飼養と愛護の推進に熱意と見識を有すること。	73名 (25名)
宮城県	設置済 (平成25年2月6日)	宮城県動物愛護推進協議会 (仙台市) 〈仙台市、利府町〉	委嘱済	・地域における犬やねこ等の動物の飼い方やマナーについての助言、相談 ・犬やねこの不妊・去勢措置についての助言、相談 ・動物の終生飼養や譲渡に関する助言、相談 ・国又は県が行う動物愛護関連行事・事業に対する協力、援助	推薦	・宮城県内に住所を有する者で、保健所長等の推薦により地域における犬、ねこ等の動物の愛護及び適正飼養の推進に熱意と識見を有する者のうち、次のいずれかを該当するもの 1 動物の愛護と適正飼養に関して地域において模範となる者 2 地域の実績に精通し、動物愛護精神や動物の適正飼養に関する普及啓発等の活動ができる者 3 獣医師、愛玩動物飼養管理士その他動物に関する資格を有する者	47名 (19名)
秋田県	設置済 (平成19年7月4日)	秋田県動物愛護推進協議会 (秋田市) 〈秋田市〉	委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正飼養の重要性について県民の理解を深めること ・県民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するため生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること ・犬、猫等の動物の所有者に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正飼養を受ける機会を与えるために、譲渡のあっせんその他必要な支援をすること ・犬・猫等の動物の愛護と適正飼養の推進のために、秋田県等が行う施策に必要な協力をすること ・災害時において、秋田県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。	・協議会及び動物愛護センターからの推薦 ・公募	・動物を適正に飼養し、地域での模範となる者 ・地域の事情に精通し、動物愛護精神の高揚、動物の適正飼養に関する知識等の普及啓発ができる者 ・獣医師、愛玩動物飼養管理士その他動物に関する民間の講座等を終了した者又は動物取扱業者等であり、現に飼育動物を取扱っている者	40名 (2名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
山形県	設置済 (平成28年7月15日)	山形県動物愛護推進協議会	委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について県民の理解を深める活動を行うこと。 ・県民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 ・犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために、譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために、県あるいは市町村等が行う施策に必要な協力をすること。 ・災害時において、県あるいは市町村等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。 ・その他、動物の愛護と適正な飼養の推進に知事が必要と認めるもの。	推薦	県内に住所を有し、地域における犬、ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発に熱意と識見を有する者のうち、動物の愛護及び管理に関する法律等に反する行為等により、県から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことのない者であって、次のいずれかに該当する者 ・動物を適正に飼養し、地域での模範となる者 ・地域の実情に精通し、動物愛護精神の高揚、動物の適正な飼養に関する知識等の普及啓発ができる者 ・獣医師、愛玩動物飼養管理士その他動物に関する民間の講座等を終了した者又は動物取扱業者等であり、現に飼育動物を扱っている者	30名 (2名)
福島県	未設置		なし				
茨城県	設置済 (平成16年3月15日)	茨城県動物愛護推進協議会 (水戸市)	委嘱済	・動物の適正飼養等に関する知識の普及 ・小学校長から依頼のあった場合、学校飼育動物のボランティアとして協力 ・引取動物等の譲渡推進(動物の譲渡に関する相談) ・繁殖制限に関する知識の普及 ・災害時に被災動物の飼養管理などに当たるボランティアの指導 ・動物指導センター長が依頼する事項	・一般公募 ・協議会構成団体からの推薦	・18歳以上 ・県内在住のもの ・県が行う動物愛護推進員養成講習会を受講した者	84名 (1名)
常総市 (茨城県)	設置済 (平成30年10月3日)	常総市動物愛護協議会	なし				
取手市 (茨城県)	設置済 (平成29年8月24日)	取手市動物愛護協議会	委嘱済	動物の愛護に関する事業 動物の適正な飼養に関する事業 動物による人の生命及び身体への危害の防止に関する事業 研修会の開催に関する事業 市民ボランティアの育成に関する事業	公募・推薦	市内で開業している獣医師 市内に本部のある動物愛護団体の代表者 市民ボランティア団体の代表者 地域住民団体の代表者 公募に応募した市民のうち選考により選出されたもの 茨城県動物愛護推進員 その他会長が認めるもの	10名 (2名)
守谷市 (茨城県)	設置 (平成25年10月17日)	守谷市動物愛護協議会	なし				
つくばみらい市 (茨城県)	設置済 (令和4年2月8日)	つくばみらい市動物愛護協議会	なし				
阿見町 (茨城県)	設置済 (平成25年6月25日)	阿見町動物愛護協議会	なし				
石岡市 (茨城県)	設置済 (令和5年5月1日)	石岡市動物愛護協議会	なし				

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
栃木県	設置済 (平成15年1月21日)	栃木県動物愛護推進協議会 (宇都宮市、栃木県市長会(鹿沼市)、栃木県町 村会(茂木町))	委嘱済	・動物の適正飼養の普及啓発 ・引取動物等の譲渡推進 ・犬猫の不妊去勢推進 ・動物の愛護と適正な飼養の推進のために国、県、市 町村が行う施策に必要な協力をする	協議会構成団体か らの推薦	・原則として20歳以上70歳未満 ・県内在住 ・犬猫等動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者で、知事 が適当と認める者	34名 (16名)
足利市 (栃木県)	設置済 (平成8年4月1日)	足利動物保護管理協議会	委嘱済	・地域における犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養 に関する普及啓発 特に11月中旬に開催する消費生活展において、獣医 師による動物相談を毎年実施。 ・県及び市町村等が開催する動物愛護週間関係行事 への協力	栃木県獣医師会南 支部足利班及び栃 木県安足健康福祉 センター並びに足 利市役所の動物保 護管理業務従事者 で構成		16名 (10名)
栃木市 (栃木県)	設置済 (設置年月日不明)	栃木地区動物保護管理協議会 ＜栃木市、壬生町＞ ＜栃木県獣医師会南支部栃木班＞ ※事務局は各市町で持ち回り	なし				
小山市 (栃木県)	設置済 (設置年月日不明)	小山地区動物保護管理協議会 ＜野木町、小山市、下野市＞ ＜栃木県獣医師会小山支部＞ ※事務局は各市町で持ち回り	なし				
大田原市 (栃木県)	設置済 (設置年月日不明)	那須地区動物管理連絡協議会 ＜那須塩原市、大田原市、那須町＞ ＜栃木県獣医師会那須班＞ ※事務局は各市町で持ち回り	なし	・狂犬病予防及び動物愛護思想の普及啓発 ・登録及び狂犬病予防注射の円滑な推進 ・動物の適正な飼養及び管理に関する普及啓発			
矢板市 (栃木県)	設置済 (平成12年4月1日)	塩谷郡市動物愛護連絡協議会 ＜矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町＞ ＜栃木県獣医師会塩谷支部＞ ※本会は、各市持ち回りで事務局を担当	なし	・犬猫の正しい飼い方啓発 ・狂犬病注射接種推進啓発 ・長寿犬表彰 ・犬猫のふれあいしつけ教室			
那須塩原市 (栃木県)	設置済 (設置年月日不明)	那須地区動物管理連絡協議会 ＜那須塩原市、大田原市、那須町＞ ＜栃木県獣医師会那須班＞ ※事務局は各市町で持ち回り	なし	・狂犬病予防及び動物愛護思想の普及啓発 ・登録及び狂犬病予防注射の円滑な推進 ・動物の適正な飼養及び管理に関する普及啓発			
さくら市 (栃木県)	設置済 (平成12年4月1日)	塩谷郡市動物愛護連絡協議会 ＜矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町＞ ＜栃木県獣医師会塩谷支部＞ ※本会は、各市持ち回りで事務局を担当	なし	・犬猫の正しい飼い方啓発 ・狂犬病注射接種推進啓発 ・長寿犬表彰 ・犬猫のふれあいしつけ教室			
那須烏山市 (栃木県)	設置済 (平成9年4月1日)	南那須地区動物管理協議会 ＜那須烏山市、那珂川町＞ ※事務局は持ち回り	なし	・狂犬病予防及び動物愛護思想の普及啓発 ・登録及び狂犬病予防注射の円滑な推進 ・動物の適正な飼養及び管理に関する普及啓発			

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
下野市 (栃木県)	設置済 (設置年月日不明)	小山地区動物保護管理協議会 ＜野木町、小山市、下野市＞ ＜栃木県獣医師会小山支部＞ ※事務局は各市町で持ち回り	なし				
壬生町 (栃木県)	設置済 (設置年月日不明)	栃木地区動物保護管理協議会 ＜栃木市、壬生町＞ ＜栃木県獣医師会南支部栃木班＞ ※事務局は各市町で持ち回り	なし				
野木町 (栃木県)	設置済 (設置年月日不明)	小山地区動物保護管理協議会 ＜野木町、小山市、下野市＞ ＜栃木県獣医師会小山支部＞ ※事務局は各市町で持ち回り	なし				
塩谷町 (栃木県)	設置済 (平成12年4月1日)	塩谷郡市動物愛護連絡協議会 ＜矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町＞ ＜栃木県獣医師会塩谷支部＞ ※本会は、各市持ち回りで事務局を担当	なし	・犬猫の正しい飼い方啓発 ・狂犬病注射接種推進啓発 ・長寿犬表彰 ・犬猫のふれあいしつけ教室			
高根沢町 (栃木県)	設置済 (平成12年4月1日)	塩谷郡市動物愛護連絡協議会 ＜矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町＞ ＜栃木県獣医師会塩谷支部＞ ※本会は、各市持ち回りで事務局を担当	なし	・犬猫の正しい飼い方啓発 ・狂犬病注射接種推進啓発 ・長寿犬表彰 ・犬猫のふれあいしつけ教室			
那珂川町 (栃木県)	設置済 (平成9年4月1日)	南那須地区動物管理協議会 ＜那須烏山市、那珂川町＞ ※事務局は持ち回り	なし	・狂犬病予防及び動物愛護思想の普及啓発 ・登録及び狂犬病予防注射の円滑な推進 ・動物の適正な飼養及び管理に関する普及啓発			
那須町 (栃木県)	設置済 (設置年月日不明)	那須地区動物管理連絡協議会 ＜那須塩原市、大田原市、那須町＞ ＜栃木県獣医師会那須班＞ ※事務局は各市町で持ち回り	なし	・狂犬病予防及び動物愛護思想の普及啓発 ・登録及び狂犬病予防注射の円滑な推進 ・動物の適正な飼養及び管理に関する普及啓発			
群馬県	設置済 (平成28年7月15日)	群馬県動物愛護普及啓発検討委員会	委嘱済	・犬、ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養の重要性について県民の理解を深めること ・県民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること ・犬、ねこ等の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を請ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の重要な支援をすること ・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な使用の推進のために県等が行う施策に必要な協力をする事	動物愛護団体等からの推薦	・群馬県内(中核市を除く)に居住し、満20歳以上の者 ・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲がある者 ・動物の愛護及び管理に関する法律等に反する行為等により、県から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことのない者	18名 (3名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) 〈他自治体が設置している 協議会への参加状況〉	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) 〈委員等として参加している自治体〉	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
埼玉県	設置済 (平成13年2月1日)	彩の国動物愛護推進員活動支援協議会	委嘱済	・動物の適正飼養の普及啓発 ・引取り動物等の譲渡推進 ・犬猫の不妊去勢推進 ・動物の愛護と適正な飼養の推進のために、国・県・市町村等が行う施策に必要な協力をする ・動物愛護の推進に資する情報を得た時に県に対して情報提供すること ・飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて適切な助言を行うこと	公募・推薦	・動物を適正に飼養し、地域での模範となる者 ・地域の実情に精通し、動物愛護精神の高揚、動物の適正な飼養に関する知識等の普及啓発ができる者 ・獣医師、愛玩動物飼養管理士その他動物に関する民間の講座等を修了した者又は動物取扱業者等であり、現に飼育動物を扱っている者	348名 (0名)
千葉県	設置済 (平成20年6月20日)	千葉県動物愛護管理推進協議会	委嘱済	・動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発 ・譲渡先のあつせん等の支援 ・県が実施する動物とのふれあい事業への協力 ・適正飼養普及事業や引き取り動物等の譲渡事業等への参加協力 ・知事が動物の愛護と適正飼養の推進のために必要と認める活動 ・災害時の動物の避難、保護等への協力	推薦	1 推進員は、次のいずれかに該当する者の中から知事が委嘱する。 一 千葉県動物愛護管理推進協議会(以下「協議会」という。)及び市町村等から推薦を受けた者 二 推進員の公募に対して応募のあった者 2 前項の推進員は、次の各号のすべてを満たす者とする。 一 千葉県内に居住し、20歳以上の者 二 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者 三 動物愛護法その他動物関連法令に反する行為等により、県又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことのない者 四 第7条第1項各号(ただし、第五号を除く)の規定により、推進員を解任されたことのない者 五 県が行う動物愛護推進員養成講習会を受講した者	71名 (6名)
東京都	設置済 (平成14年7月15日)	東京都動物愛護推進協議会 〈世田谷区、板橋区、羽村市〉	委嘱済	・動物の適正飼養の普及啓発 ・飼い主のいない猫の管理・不妊去勢手術 ・譲渡あつせん ・CAPP活動 ・環境美化 ・行政への協力	公募・協議会構成団体と区市町村からの推薦	・都内在住、20歳以上 ・ボランティア活動として動物愛護や適正飼養の推進に熱意と見識がある者 ・行政が行う動物愛護事業に協力ができる者 ・他の推進員及び東京都動物愛護推進協議会の構成団体に対し、氏名等の公表が可能である者	284名 (36名)
神奈川県	設置済 (平成19年6月1日)	神奈川県動物愛護管理推進協議会 (横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市)	委嘱済	・犬・猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について理解を深めるため、地域の自治会、子ども会、老人会、教育施設、福祉施設、医療施設等が行う、動物愛護思想の普及、動物の適正飼養に関する知識の普及、動物を介した福祉、医療への貢献、学校飼育動物に関する支援、その他動物愛護管理に関する事業 ・住民や動物の所有者に対し、その求めに応じた、動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言、動物に適正な飼養を受ける機会を与えるための譲渡のあつせんその他の必要な支援、動物の適正な飼養方法に関する情報提供及び助言、その他動物愛護管理に関する情報提供及び助言 ・国、県及び市町村が実施する動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発の事業、その他動物愛護管理に関する事業への協力、広報活動	公募・推薦	・満20歳以上の方 ・横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く神奈川県内に居住している方 ・動物愛護及び適正な知識について熱意と識見を有するとともに、動物愛護に関する活動実績がある方 ・動物愛護及び適正な飼養管理の推進について、国または地方公共団体が行う事業に協力できる方	44名 (9名)
新潟県	未設置	なし	委嘱済	・動物の適正な飼養の普及啓発 ・引取動物等の譲渡推進 ・犬猫の不妊去勢推進 ・動物愛護と適正飼養の推進のために国、県、市町村等が行う施策に必要な協力	公募	・県内在住(新潟市を除く) ・満20歳以上 ・犬猫等の動物の愛護と推進に熱意と識見を有する者で、知事が適当と認める者	53名 (1名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) 〈他自治体が設置している 協議会への参加状況〉	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) 〈委員等として参加している自治体〉	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
富山県	設置済 (平成15年2月18日)	富山県動物愛護協議会 〈富山市〉	休止	・動物愛護と適正飼養についての普及啓発 ・犬ねこ等の不妊去勢手術等に関する助言 ・犬ねこ等の譲渡のあっせん ・県が実施する動物愛護事業への協力 ・避難訓練時での同行避難への協力	公募・推薦	(1) 地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する方 (2) 富山県内に在住する方 (3) 年齢18歳以上の方(令和5年4月1日現在) (4) 年1回程度開催する講習会に出席できる方	50名 (12名)
石川県	設置済 (令和3年12月8日)	石川県動物愛護管理推進協議会 〈金沢市、津幡町〉	委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼育の普及啓発 ・犬猫等の不妊去勢の推進 ・引取り犬、猫等の譲渡事業への協力支援 ・動物愛護週間関係行事等の動物愛護啓発事業への協力	推薦	(1) 石川県内に居住、勤務又は在学している18歳以上の者 (2) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有する者 (3) いしかわ動物愛護管理推進計画に掲げる施策に意欲的に協力できる者 (4) 法その他動物愛護関連法令に反する行為等により、県又は市町から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者 (5) 推進員を解職されたことがない者	27名 (0名)
福井県	設置済 (平成26年5月16日)	福井県動物愛護管理推進協議会	なし				
山梨県	未設置		委嘱済	・県及び市町村の開催する動物愛護行事等への協力 ・犬及び猫の適正飼養講習会への協力 ・ふれあい事業への協力 ・犬、猫の譲渡事業における新たな飼い主探しへの支援協力 ・動物の適正飼養の普及啓発 ・動物の適正飼養相談窓口としての協力 ・犬、猫の多頭飼養者の適正飼養相談 ・災害時において、県及び市町村が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策への協力 ・その他動物愛護の推進に関すること	公募・推薦	山梨県内に居住する18歳以上の県民で、動物愛護に熱意と識見を有し、かつ県の実施する「動物愛護推進員養成講習会」を受講した者の中から知事が適当と認める者。	58名 (0名)
長野県	設置(平成20年5月20日) 廃止(令和2年7月20日)	・長野県動物愛護管理推進協議会は本県の「審議会等の設置及び運営に関する指針」の見直しにより廃止 ・年度ごとに長野県動物愛護管理推進懇談会を開催 (長野市、松本市) (他の市町村にあっては適宜参画)	委嘱済	・動物の愛護と適正飼養の普及啓発 ・引取り動物等の譲渡の推進 ・犬ねこ等の不妊去勢措置に関する助言 ・動物の愛護と適正飼養のために県が行う施策への必要な協力	公募・推薦	1 長野県内に在住し、18歳以上の者 2 動物の愛護と適正な飼養に関する知識を有し、かつ指導力及び行動力に富む者 3 動物愛護管理行政の推進に協力できる者 4 狂犬病予防法、動物愛護管理法及び動物の愛護及び管理に関する条例の規定を遵守している者	175名 (10名)
岐阜県	設置済 (平成16年3月22日)	岐阜県動物愛護推進協議会 (岐阜市)	委嘱済	・動物の適正飼養の普及啓発 ・引取り動物等の譲渡推進 ・犬ねこの不妊去勢推進	協議会構成団体からの推薦・公募	岐阜県内に居住する県民又は活動拠点が岐阜県内にある者で、満18歳以上の者 動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意と良識を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者 法その他動物関連法令に反する行為により、指導、勧告又は命令をうけたことがない者 県が行う講習会を受講できる者。	109名 (85名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
静岡県	設置済 (平成22年11月22日)	静岡県動物愛護管理推進委員会 (静岡市、浜松市) ＜静岡市、浜松市＞	委嘱済	・飼い主のいない猫対策の実施 ・飼い猫の屋内飼育の推進 ・動物愛護教室、飼い方教室等に参加又は開催し、終生飼養、繁殖制限等動物の適正飼養の普及啓発 ・犬、猫の譲渡への取り組み・高齢者が飼えなくなった動物への対応 ・災害時における犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策への協力 ・その他、市町長、知事が必要と認める活動等	市町長又は(一社) 静岡県動物保護協 会長からの推薦	・静岡県動物愛護管理推進計画に沿って、地域における犬、猫等の動物愛護管理に関する問題に対して、熱意と見識をもって取り組むグループの代表又は個人 ・原則として、(一社)静岡県動物保護協会の動物保護管理指導員として活動し地域での模範となるもの	51名 (0名)
愛知県	設置済 (平成23年7月1日)	愛知県動物愛護推進協議会 ＜名古屋、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市＞	委嘱済	・動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発 ・動物遺棄防止啓発事業への協力	推薦	(1)愛知県内に居住し、愛知県内(名古屋を除く。)に一定の動物愛護に関する活動場所がある満20歳以上の者 (2)動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者 (3)法その他動物愛護関連法令に反する行為等により、県又は市町村から文書による指導、勧告又は命令を受けたことがない者 (4)推進員として、他の推進員、協議会の構成団体及び県民に対して、氏名、連絡先、活動地域及び活動分野の公表が可能な者 (5)規定により、推進員を解嘱されたことがない者 (6)県が主催する動物愛護推進員に関する講習会を受講できる者	21名 (8名)
三重県	設置済 (平成20年12月18日)	三重県動物愛護管理推進協議会(四日市市) ＜四日市市、津市＞	委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について県民の理解を深める活動すること。 ・県民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 ・犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物の適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県が行う施策に必要な協力をすること。 ・災害時において、県が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。 ・その他動物の愛護と適正な飼養の推進に知事が必要と認めるもの。	推薦	・下記の条件を満たし、三重県動物愛護管理推進協議会の委員から推薦を受けた者 県内に居住又は県内に勤務する20才以上且つ動物の愛護及び管理に関する活動実績があり、県が実施する推進員養成講習会を受講した者で、次の各号のいずれかの項目に該当しなければならない。 一 動物を適正に飼養し、動物の飼養等に関し地域での模範となる者。 二 地域の実情に精通し、動物の適正飼養の普及に熱意と識見がある者。 三 獣医師、その他動物に関する知識を有する者。	20名 (5名) ※四日市市含まず
四日市市 (三重県)	未設置 ＜三重県動物愛護管理推進協議会に参加＞	三重県動物愛護管理推進協議会	委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深める活動 ・市民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言 ・犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物の適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策に必要な協力 ・災害時において、市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力	推薦	・市内に居住又は市内で勤務する20才以上且つ動物の愛護及び管理に関する活動実績がある者で、次の各号のいずれかの項目に該当しなければならない 一 動物を適正に飼養し、動物の飼養等に関し地域での模範となる者 二 地域の実情に精通し、動物の適正飼養の普及に熱意と識見がある者 三 獣医師、その他動物に関する知識を有する者	4名 (3名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
滋賀県	設置済 (平成21年11月30日)	滋賀県動物保護管理センター事業推進協議会	委嘱済	・県が、「滋賀県動物愛護管理推進計画」に基づき実施する各施策への協力 ・地域での身近な相談員として住民の求めに応じて飼い方等の助言	推薦	・社会的信望があり、動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者で、地域の中での自主的な活動の他、滋賀県が実施する動物愛護管理施策に協力できる者であること。 ・滋賀県内(大津市を除く。)での活動に参加できること。 ・満18歳以上であること。	17名 (0名)
京都府	設置済 (平成13年12月19日)	京都府動物愛護推進協議会	委嘱済	・動物の適正飼養及び動物愛護の普及啓発 ・避妊去勢措置の重要性を助言 ・譲渡事業等の支援 ・府、市町村等の施策に協力	推薦	・京都府内在住の20歳以上の者であること ・京都府動物愛護推進協議会長が推薦する者の中から、適当と認めた者であること ・京都府民に対する動物の適正飼養及び愛護の推進に熱意と識見を有すること	89名 (89名)
大阪府	設置済 (平成14年9月6日)	大阪府動物愛護推進協議会 (東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、吹田市) ＜貝塚市、豊能町＞	委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について府民の理解を深めること。 ・府民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関して必要な助言をすること。 ・犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。 ・犬、猫等の動物の適正な飼養と愛護の推進のために国又は大阪府が行う施策に必要な協力をする事。 ・災害時において、国又は大阪府が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする事。	協議会構成団体の 長及び市町村長からの推薦	①協議会団体に属する者又は府内市町村在住のものであること ②大阪府内で推進員の活動ができ、かつ動物愛護の推進に熱意と見識を有するものであること ③上記①②に要件を満たす者で、構成団体の長または市町村長が推進員として適当と認めた者	72名 (41名)
兵庫県	設置済 (平成14年4月1日)	兵庫県動物愛護管理推進協議会 (神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市)	委嘱済	・動物の適正飼養の普及啓発 ・犬猫の不妊去勢推進 ・県主催の動物愛護啓発事業への協力 ・自治体等における動物愛護思想普及啓発等	一般公募	・原則として20歳以上70歳未満・県内(神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市内を除く)在住 ・県の実施する養成講座を受講した者の中から知事が適任と認める者	51名 (8名)
奈良県	設置済 (平成27年2月17日)	奈良県動物愛護管理推進協議会 ＜奈良市、宇陀市＞	委嘱済	・動物の愛護及び適正な飼育の普及啓発 ・犬猫等の不妊去勢の推進 ・引取り犬、猫等の譲渡事業への協力支援 ・動物愛護週間関係行事等の動物愛護啓発事業への協力	推薦	・県内に居住し、又は勤務する成人であること。 ・地域における動物の愛護の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者であること。 ・獣医師その他の動物に関する専門知識を有する者又は動物の愛護及び適正な飼養に係る普及啓発等の活動実績がある者若しくは推進員活動を適正に行う者と認められるものであること。 ・法その他の動物の飼養に関する法令(以下「関係法令」という。)に違反しておらず、及びそのおそれがない者であること。 ・動物の愛護及び管理に関する事項について、住民等との争い、苦情事案等を起こしておらず、行政機関等から改善指導等を受けておらず、及びこれらのおそれがない者であること。 ・動物を飼養又は保管している場合にあっては、その動物を適正に管理している者であること。	17名 (6名)
和歌山県	設置済 (平成20年7月9日)	和歌山県動物愛護推進員協議会	委嘱済	・犬猫等の動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発 ・県が実施する動物愛護週間行事への協力 ・県が行う犬、猫の譲渡事業における新しい飼い主探し等への支援協力 ・地域猫対策の実施や支援 ・ペットの災害対策についての普及啓発	推薦	(1)犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養についての普及活動の推進に熱意のある県民で、これらに関する知識を習得し、地域において活動ができる者 (2)犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養に関する専門知識を有する獣医師等の有識者で、地域において活動ができる者	111名 (29名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) 〈他自治体が設置している 協議会への参加状況〉	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) 〈委員等として参加している自治体〉	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
鳥取県	設置済 (平成20年11月20日)	鳥取県動物愛護推進協議会 〈境港市、琴浦町〉	なし				
島根県	未設置						
岡山県	設置済 (平成19年11月28日)	岡山県動物愛護推進協議会	委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について県民の理解を深めること。 ・県民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 ・犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために、県が行う施策に必要な協力をする。 ・災害時において、県が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする。 ・前号までの活動に役立つ知識や技術の習得に努めること。	市町村、関係団体からの推薦	・岡山県内に居住又は勤務する18歳以上の者。 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲がある者 ・動物愛護法その他動物関連法令に反する行為等により県又は市町村から文書による指導、勧告又は命令を受けたことがない者 ・推進員としてふさわしくないと認められる場合などにより、過去に推進員を解任されたことがない者	63名 (11名)
広島県	設置済 (平成19年6月)	広島県動物愛護管理推進協議会	委嘱済	・犬・猫等の不妊去勢に関する助言、犬・猫等の譲渡の斡旋、犬・猫等の適正な飼養に関する助言 ・各種啓発リーフレットの配布、ポスターの掲示、地域啓発イベントでの講演による啓発 ・動物の愛護と適正な飼養の推進のために行政が行う施策への協力 ・動物愛護のつどい等の動物愛護週間行事や、地域での啓発イベントへの参加・協力等	推薦	・広島県内に居住する満18歳以上の者 ・動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者 ・広島県動物愛護管理推進協議会の構成団体から推薦された者	41名 (6名)
山口県	設置済 (令和3年9月3日)	山口県動物愛護管理推進協議会 〈下関市、山口県市長会及び山口県町村会の推薦する自治体〉	委嘱済	・動物の愛護と適正な飼養の重要性についての普及啓発 ・動物の不妊去勢手術やその他の措置に関する必要な助言 ・譲渡のあっせんその他の支援 ・所有者に対する譲渡のあっせんその他必要な支援 ・県が行う施策への協力 ・災害時に県が行う動物の避難、保護等の取組への協力	推薦	・山口県内(下関市を除く)に居住する20歳以上の県民 ・地域における犬猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者 ・動物愛護管理行政の推進に協力できる者 ・推進員の委嘱を取り消されたことがない者	105名 (56名)
徳島県	設置済 (平成19年10月29日)	徳島県動物愛護推進協議会 (徳島県市長会及び徳島県町村会から代表市町村を推薦)	委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養についての啓発 ・犬、猫等の繁殖防止措置に係る住民への助言 ・所有者に対する譲渡のあっせんその他必要な支援 ・動物の愛護と適正な飼養の推進のための県、市町村、協議会事業への協力 ・災害時における動物の避難、保護等の協力	市町村及び協議会構成団体からの推薦	・徳島県内に居住し、20歳以上であること ・県が規定する活動を行うことができること ・事前に県が行う「動物愛護推進員養成講習会」を受講すること ・動物の飼育経験がある、若しくは、推進員の活動に有効な活動経験がある、又は専門的な知識を有すること ・動物愛護推進員養成講座を受講すること	47名 (0名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
香川県	設置済 (平成14年10月21日 協議会設置) (平成19年6月15日 協議会廃止) (平成19年6月15日 懇談会設置)	香川県動物愛護推進懇談会 (高松市) ＜三豊市、宇多津町＞	委嘱済	(1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性につ いて県民の理解を深める活動を行うこと。 (2) 県民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物が みだりに繁殖することを防止するための生殖を不能に する手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 (3) 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応 じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与え るために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。 (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のため に県等が行う施策に必要な協力を行うこと。 (5) 災害時において、県等が行う犬、猫等の動物の避 難、保護等に関する施策に必要な協力を行うこと。 (6) その他動物の愛護と適正な飼養の推進に知事が 必要と認めること。	・一般公募 ・保健所長の推薦 ・懇談会長の推薦	県内(高松市を除く。)に居住する者で、次のいずれかの項目に 該当する者 (1) 動物を適正に飼養し、地域での動物の飼養等について模範 となる者 (2) 地域の実情に精通し、動物の愛護と適正な飼養の普及啓 発に熱意と識見があり動物の愛護に関する活動実績のある者 (3) 獣医師、その他動物に関する知識を有する者及び動物取 扱業者等で、現に飼育動物を扱っている者 (4) 学校飼育動物を通して、動物の愛護と適正な飼養に努めて いる教員 (5) その他懇談会が適当と認めた者	14名 (0名)
愛媛県	設置済 (平成24年12月5日)	愛媛県動物愛護推進懇談会	委嘱済	・地域における犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養 に関する普及啓発 ・県が開催する動物愛護週間関係行事への協力	・推薦 ・公募	・国、県及び市町職員は対象としていない (小学校等の教員は可) ・動物愛護及び適正飼養の推進のために国、県及び市町(松 山市は除く)の施策も積極的に協力する者 ・獣医師 ・動物取扱業者、動物取扱責任者など、動物に対する知識等を 有する者 ・学校飼育動物を通じて動物愛護及び適正飼育の指導に努め ている小学校の職員 ・地域における犬、猫等の動物の愛護及び適正な使用の推進 に熱意と識見を有する者 ・動物愛護センター所長が適当と認めた者	111名 (36名)
高知県	設置済 (平成17年6月9日)	高知県動物愛護推進協議会 ＜高知市＞	委嘱済	・地域で行う動物愛護及び動物適正飼養の普及啓発 活動 ・学校等教育現場における動物愛護教室活動の実施 ・動物愛護週間行事への参加	・協議会構成団体 からの推薦 ・高知県動物愛護 推進員の委嘱を受 けていた者 ・公募	・県が実施する動物愛護推進員養成講習を受講した者の中か ら、知事が適当と認める者を委嘱する ・動物愛護推進員活動を日常行うことができる者	19名 (0名)
福岡県	設置済 (平成14年1月18日)	福岡県動物愛護推進協議会	委嘱済み	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養について住民の 理解を深めること。 ・住民に対し、犬、猫等の動物がみだりに繁殖するこ とを防止するための生殖を不能にする手術その他の措 置に関する必要な助言をすること。 ・犬、猫等の動物の所有者等に対し、これらの動物に 適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっ せんその他の必要な支援をすること。 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために 県、市町村及び第4条に規定する協議会の構成団体 等が行う事業に協力を行うこと。 ・災害時において、県、市町村及び第4条に規定する 協議会の構成団体等が行う犬、猫等の動物の避難、 保護等に関する施策に必要な協力を行うこと。	推薦	・福岡県内(福岡市、北九州市及び久留米市を除く。)に居住 又は主な生活活動の拠点を有する者 ・動物の愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者 ・協議会の構成団体から推薦を受けた者	81名 (12名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
佐賀県	設置済 (平成23年2月10日)	佐賀県動物愛護推進協議会 ＜武雄市＞	委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。 ・住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 ・犬、猫等の動物の所有者に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援を行うこと。 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国、県又は市町が行う施策に必要な協力を行うこと。 ・災害時において国、県又は市町が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に協力をする。	推薦	・佐賀県内に在住、在勤、在学する満20歳以上の者 ・動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲がある者 ・動物愛護管理法その他動物関係法令に反する行為等により、県又は市町から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者 ・推進員を解任されたことのない者	18名 (6名)
長崎県	設置済 (平成22年7月5日)	長崎県動物愛護推進協議会 (長崎市、諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、島原市、南島原市、雲仙市、西海市、時津町、長与町、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市) ＜長崎市、諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、島原市、南島原市、雲仙市、西海市、時津町、長与町、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市＞	委嘱済	(1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について県民の理解を深めること (2) 県民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること (3) 犬、猫等の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の重要な支援をすること (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県等が行う施策に必要な協力をする	推薦	(1) 長崎県内に居住し、満20歳以上の者 (2) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者 (3) 法その他動物関連法令に反する行為等により、県又は市町から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことのない者 (4) 推進員を解任されたことのない者	27名 (9名)
熊本県	設置済 (平成21年2月9日)	熊本県動物愛護推進協議会 ＜熊本市、阿蘇市、嘉島町、玉東町＞	委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養について住民への周知・啓発を行うこと。 ・住民に対し、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 ・犬、猫等の動物の所有者等に対し、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県、市町村及び協議会の構成団体等が行う事業に協力をする。 ・災害時において、県、市町村及び協議会の構成団体等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする。	地域動物愛護推進協議会からの推薦	熊本県に居住し、動物愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者で、熊本県動物愛護推進協議会の各地域動物愛護推進協議会からの推薦を受けた者	29名 (10名)
大分県	設置済 (平成20年9月11日)	大分県動物愛護推進協議会	委嘱済	・不妊去勢手術や動物の遺棄防止、終生飼養、室内飼養などの啓発活動 ・公共の場所における糞放置防止活動 ・アニマル・アクティビティ等ふれあい活動 ・地域猫・TNR活動 ・動物愛護センターにおける譲渡会サポート活動 ・保護、譲渡活動	推薦	・大分県内に居住し、18歳以上の者 ・犬及び猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と見識を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者 ・動愛法その他の動物関連法令に反する行為等により、県または市町村から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者 ・推進員を解任されたことのない者	53名 (1名)
宮崎県	設置済 (平成16年2月6日)	宮崎県動物愛護推進協議会 (宮崎市、都城市、延岡市)	委嘱済	法第38条第2項に定める動物の愛護及び適正な飼養に関する活動を自主的に行うこと。	支部長推薦 (一部公募実施)	・原則、宮崎県内に居住する満18才以上の者 ・動物の愛護の推進に熱意と豊富な見識を有するとともに動物愛護に関する活動実績がある者 ・動物の愛護及び適正な飼養管理の推進について、国、県又は市町村が行う事業に協力できる者	65名 (10名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参加自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
鹿児島県	設置済 (平成19年8月7日)	鹿児島県動物愛護推進協議会 (鹿児島市) ＜南さつま市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市＞	委嘱済	(1)犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性につ いて住民の理解を深めること。 (2)住民に対して、その求めに応じて、犬、猫等の動物 がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能 にする手術とその他の措置に関する必要な助言をする こと。 (3)犬、猫等の動物の所有者に対し、その求めに応じ て、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与える ために譲渡のあっせん、その他の必要な支援をすること。 (4)犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のため に、県が行う施策に必要な協力をすること。 (5)災害時において、県が行う犬、猫等の動物の避難、 保護等に関する施策に必要な協力をすること。	協議会の推薦	(1)鹿児島県内に在住する18歳以上の者 (2)地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見 を有する者 (3)推進員を解職されたことのないもの	23名 (2名)
沖縄県	設置済み (平成20年5月23日) (平成23年1月12日改正より動 愛法38・39条に基づくものとし た)	沖縄県動物愛護管理推進計画懇話会	委嘱済み	・犬猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性につい て県民の理解を深めること ・県民に対し、その求めに応じて犬猫等の動物がみだ りに繁殖することを防止するための生殖を不能にする 手術その他の措置に関する必要な助言をすること ・犬猫等動物の所有者に対し、その求めに応じてこれら の動物に適正な飼養を受ける機会を与えるための譲 渡活動のあっせんその他の必要な支援をすること ・犬猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために 県又は市町村等が行う施策に必要な協力をすること	推薦	・沖縄県内に居住する満18歳以上の者。 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養に熱意と識見を有し、動物 愛護行政に協力する意欲のある者。 ・動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第1号から 第7号の2までに該当する者以外の者。 ・動物の愛護及び管理に関する法律その他の動物関係法令に 基づく行政処分を受けたことのない者。 ・推進員を解嘱されたことのない者(本人の希望を除く)	6名 (0名)
札幌市	設置済 (平成28年4月20日)	札幌市動物愛護管理推進協議会	委嘱済	・動物の愛護及び適正な飼育の普及啓発 ・引取り犬、猫等の譲渡事業への協力支援 ・動物愛護週間関係行事や適性飼育に関する講習会 等への協力	公募	・札幌市内に在住の18歳以上で、動物の愛護や適正な飼育方 法に関する知識や経験を持つ者 ・積極的にボランティア活動が行える者 ・札幌市の動物愛護事業に協力できる者 ・動物愛護推進員としての活動に関して、氏名等の公表が可能 な者 ・動物関連法令に違反する行為等により、行政機関から文書指 導等を受けたことのない者 ・動物管理センターが主催する研修会、勉強会等に参加できる 者	20名 (0名)
仙台市	未設置 ＜宮城県動物愛護推進協議 会に参加＞		なし				
さいたま市	設置済 (平成19年5月30日)	さいたま市動物愛護推進協議会	委嘱済	・動物の愛護や動物の適正飼養に関する知識の普及 啓発 ・動物愛護ふれあいセンター事業への協力(飼い方普 及啓発事業、動物愛護週間事業、人と動物のふれあ い活動、犬等の譲渡事業等) ・地域の動物の愛護と適正な飼養に関する情報を収集	推薦	・市内に在住又は在勤の者 ・地域における犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養の普及 啓発に熱意と識見を有する者 ・動物を適正に飼養し、地域での模範となる者 ・地域の実情に精通し、動物愛護精神の高揚、動物の適正な 飼養に関する知識等の普及啓発ができる者	3名 (0名)
千葉市	未設置 ＜千葉県動物愛護管理推進 協議会に参加＞		なし (※)	(※)千葉県知事が委嘱している推進員を活用してい る			

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
横浜市	設置済 (平成17年3月22日)	人と動物との共生推進よこはま協議会	委嘱済	・犬、ねこ等の動物の適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。 ・市民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 ・犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その状況に応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんや情報提供等の必要な支援をすること。 ・犬、ねこ等の動物の適正な飼養の推進のために横浜市等が行う施策に必要な協力をする。 ・災害時において、横浜市等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする。 ・その他、動物の適正な飼養の推進に関し市長が必要と認めること。	協議会構成動物関係団体からの推薦及び市民公募	市内に住所を有し、地域における犬、ねこ等の適正な飼養の推進に熱意と識見を有する満18歳以上の者のうち、次のいずれかに該当する者 ・地域の実情に精通し、動物の適正な飼養に関する知識等を有するとともに、国又は地方公共団体が行う事業等に協力できる者 ・人と動物との共生推進よこはま協議会の構成団体等から推薦を受けた者	58名 (獣医師免許の有無については確認していないため不明)
川崎市	未設置 ＜神奈川県動物愛護推進協議会に参加＞		なし				
相模原市	未設置 ＜神奈川県動物愛護管理推進協議会に参加＞		委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発 ・住民の求めに応じた動物の繁殖制限等に関する助言 ・動物の所有者の求めに応じた動物の譲渡のあっせんその他の必要な支援 ・災害時における、動物の避難、保護等に関する施策への協力	公募・推薦	・市内に居住、通勤又は通学する満20歳以上の者 ・動物の愛護及び適正な飼養について熱意と識見を有する者 ・動物の愛護及び適正な飼養管理の推進について、本市が行う事業に協力することができる者 ・動物の愛護及び管理に関する法律その他動物関連法令に反する行為等により、国又は地方自治体から文書による指導、勧告、命令を受けたことのない者 ・推進員を解任されたことがない者	13名 (3名)
新潟市	設置済 (平成18年4月1日)	新潟市動物愛護推進協議会	委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること。 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養に関する地域の情報を、市に提供すること。 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策に協力すること。 ・前号までの活動に役立つ知識や技術の修得に努めること。	公募	・新潟市に居住し、満20歳以上の者 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政を理解し、及び動物愛護行政に協力する意欲のある者 ・法その他動物関連法令に反する行為等により、県又は市から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者	27名 (3名)
静岡市	未設置 ＜静岡県動物愛護推進協議会に参加＞		なし				
浜松市	設置済 (平成28年4月1日)	浜松市動物愛護推進協議会	委嘱済	1 犬猫の譲渡活動の推進 2 犬猫のしつけ並びに訓練に関する活動の推進 3 犬猫によるふれあい訪問活動の推進 4 動物を切り口とした教育活動の推進 5 地域猫活動の推進 6 動物愛護啓発活動の推進	推薦	1 地域における犬猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者 2 犬猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のため浜松市動物愛護教育センターの行う事業に積極的に参加することができる者 3 浜松市動物愛護教育センター登録ボランティアとして、概ね3年以上の活動実績を有する者	8名 (0名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
名古屋市	設置済 (令和2年4月1日) ＜愛知県動物愛護推進協議 会に参加＞	名古屋市人とペットの共生推進協議会	委嘱済	・動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策への協力 ・動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深める活動 ・住民や飼主に対し、その求めに応じて、必要な助言・支援等をする活動	公募・推薦	・満18歳以上でかつ市内に在住であること ・動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有すること ・動物の愛護と適正な飼養について市が行う事業に協力できること ・動物愛護法その他動物関連法令に反する行為等により、勧告又は命令等を受けたことのないこと ・市が行う動物愛護推進員養成講習会を受講したこと ・氏名、主な活動地域及び活動分野等の公表に同意できること	93名 (2名)
京都市	設置済 (平成17年10月17日)	京都市動物愛護推進会議	委嘱済	動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を図るため、京都動物愛護センター及び医療衛生センター等と連携し、次に掲げる活動を行う。 (1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること。 (2) 市民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言を行うこと。 (3) 犬、猫等の動物の所有者に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他必要な支援をすること。 (4) 動物由来感染症の正しい知識の普及啓発に関すること。 (5) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策に必要な協力をする。こと。 (6) 地域の動物の愛護と適正な飼養に関する情報を収集すること。ただし、情報の収集は、個人等の権利利益を侵害するものであってはならない。 (7) その他、動物の愛護と適正な飼養の推進に市長が必要と認めるもの。	地元組織等からの推薦	市内に住所を有し、地域における犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発に熱意と識見を有するもののうち、次のいずれかに該当するものから推進員を委嘱する。 (1) 獣医師 (2) 地域の実情に精通し、動物愛護精神の高揚、動物の適正な飼養に関する知識等の普及啓発ができる者 (3) 動物を適正に飼養し、地域での模範となる者	30名 (11名)
大阪市	設置済(設置要綱による) (平成15年3月25日) ※前身の「大阪市動物愛護推進協議会」は、市長その他の執行機関の付属機関とは異なり、行政運営上の意見交換、懇談等の場として位置づけられているものであり、協議会には該当しないとして、平成24年3月12日に設置要綱から開催要綱へ改正し、会議の名称も「大阪市動物愛護推進会議」に改正した。	大阪市動物愛護推進会議	委嘱済	・動物の適正飼養の普及啓発 ・学校等からの要請があった場合に助言・指導の実施 ・人と動物の共通感染症に関する正しい知識の普及啓発 ・動物介在活動の意義についての周知 ・災害時において、国又は大阪市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力	推薦	大阪市内に在住又は勤務し、かつ動物愛護の推進に熱意と見識を有する者の中から、推進員として適当と認めた者	34名 (16名)
堺市	未設置		なし				
神戸市	未設置 ＜兵庫県動物愛護推進協議 会に参加＞		委嘱済	・犬猫の健康・しつけ方相談 ・譲渡事業の支援(飼育希望者に対する講習) ・動物の適正飼養の普及啓発 ・猫の繁殖制限事業	推薦	・満20歳以上 ・動物の適正な飼養及び保管に関する豊富な知識と指導経験を有するもので地域での活動実績がある者 ・居住している地域の実情に精通し、日常、動物愛護思想の高揚、動物の適正な飼養及び保管に関する知識の普及等ができる者 ・その他、市長が適当と認めるもの	106名 (92名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
岡山市	未設置 ＜岡山県動物愛護推進協議 会に参加＞		なし				
広島市	未設置 ＜広島県動物愛護推進協議 会に参加＞		委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養の推進のために市が行う施策に協力すること ・犬猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について、市民の理解を深めること ・市民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための不妊去勢手術その他の措置に関する必要な助言をすること ・動物の所有者に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡の斡旋その他の必要な支援をすること ・災害時において、市等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする事 ・上記の活動に役立つ知識の習得に努めること	県の協議会構成団体・広島市からの推薦	・広島市内に居住する満20歳以上の者 ・動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者 ・広島県動物愛護管理推進協議会の構成団体から推薦を受けた者 ・動物の愛護及び管理に関する法律その他動物関連法令に反する行為により、市から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことがない者 ・推進員を解嘱されたことがない者	19名 (10名)
北九州市	設置済 (平成16年4月1日)	北九州市動物愛護推進協議会	委嘱済	・地域における犬、ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発 ・市が行う動物愛護週間関係行事をはじめとする動物愛護啓発事業への協力 ・市が行う犬、ねこ等の譲渡事業への協力支援	推進協議会からの推薦又は一般公募	・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲があること ・市と動物愛護推進協議会構成団体から候補とされ協議会から推薦されたもの	20名 (0名)
福岡市	設置済 (H13年2月21日)	福岡市動物の愛護と管理推進協議会	なし				
熊本市	設置済 (平成14年1月17日)	熊本市動物愛護推進協議会 (熊本市) ＜熊本市＞	委嘱済	(1) 犬、猫等の動物の保護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。 (2) 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 (3) 犬、猫等の動物の所有者に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。 (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために本市が行う施策に必要な協力をする事。 (5) 災害時において、本市が行う犬猫の動物の避難、保護などに関する施策に必要な協力をする事。	推薦・公募	(1) 動物愛護協議会構成組織の推薦する20歳以上で、熊本市内で活動できる者 (2) 地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者 現在の動物愛護協議会構成組織は、獣医師会、動物愛護団体、動物取扱業者団体、熊本市	23名 (4名)
旭川市	未設置 ＜北海道動物愛護推進協議会 に参加＞	-	委嘱済 (依頼)	・動物の愛護及び適正な飼育の普及啓発 ・動物愛護週間行事、譲渡事業等への協力	協議会構成団体からの推薦	・北海道動物愛護推進協議会から推薦された者 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に係る熱意と見識及び推進員としての適正を持つ者	10名 (0名)
函館市	未設置 ＜北海道動物愛護推進協議 会に参加＞		なし				
青森市	未設置 ＜青森県動物愛護推進協議 会に参加＞		なし				
八戸市	未設置 ＜青森県動物愛護推進協議 会に参加＞		なし				

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
盛岡市	未設置 ＜岩手県動物愛護推進協議 会に参加＞		なし				
秋田市	未設置 ＜秋田県動物愛護推進協議 会に参加＞		なし				
山形市	設置済 (令和元年7月4日)	山形市動物愛護推進協議会	委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性につい て市民の理解を深める活動を行うこと。 ・市民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみ だりに繁殖することを防止するための生殖を不能にす る手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 ・犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じ て、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与える ために、譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のため に、山形県又は山形市が行う施策に必要な協力をする こと。 ・災害時において、山形県又は山形市が行う犬、猫等 の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力を すること。	推薦	・山形市内に居住する満18歳以上の者 ・法等に反する行為等により、山形県又は山形市から文 書による指導、勧告、命令等を受けたことのない者 ・過去に第7条第1項第2号から第6号までの規定により 推進員を解嘱されたことのない者 ・次のいずれかに該当する者 - ア 動物を適正に飼養し、地域での動物の飼養等につい て模範となる者 - イ 地域の実状に精通し、動物の愛護と適正な飼養の普 及啓発に熱意と識見があり、かつ、動物の愛護に関する 活動実績のある者 - ウ 獣医師その他動物に関する知識を有する者 - エ 動物取扱業者等で現に飼育動物を扱っている者	7名 (0名)
福島市	未設置	—	なし	—	—	—	—
郡山市	未設置		なし				
いわき市	なし						
水戸市	未設置 ＜茨城県動物愛護推進協議 会に参加＞		なし				
宇都宮市	設置済 (平成15年5月22日)	宇都宮市動物愛護推進協議会 ＜栃木県＞	委嘱済	・動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の 理解を深める。 ・動物がみだりに繁殖することを防止するため不妊・去 勢手術その他の措置について必要な助言。 ・動物に適正な飼養を受ける機会を与えるための譲渡 の斡旋その他必要な支援。 ・動物の愛護及び適正な飼養の推進のために市が行 う施策への協力。	推薦(獣医師会、 日本愛玩動物協 会、自治会)	・獣医師又は動物の適正飼養等に関して豊富な知識と指導経 験を有する者 ・地域の実情に精通し、地域において動物の愛護精神の高揚、 動物の適正な飼養に関する普及活動ができる者	53名 (10名)
前橋市	未設置		なし				

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) 〈他自治体が設置している 協議会への参加状況〉	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) 〈委員等として参加している自治体〉	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
高崎市	設置済 (平成25年9月17日)	高崎市動物愛護推進協議会	委嘱済	・動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること ・動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること ・犬、猫等の所有者等に対し、適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の重要な支援をすること ・動物の愛護と適正な飼養の推進のために市等が行う施策に必要な協力をすること ・災害時において、市等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること ・犬、猫等の譲渡を求める者について、規則で定める条件に適合するかの調査及び譲渡後の飼養状況に関する調査を行うこと ・高崎市動物愛護推進協議会において決定した活動を行うこと ・その他、市長が必要と認める動物愛護事業を行うこと	動物愛護推進協議会の推薦又は一般公募	・高崎市内に居住又は高崎市内に主たる事務所がある団体に所属する満20歳以上の者 ・犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者 ・法等に反する行為等により、文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者	5名 (0名)
川越市	未設置		委嘱済	・動物の適正飼養の普及啓発 ・引取り動物等の譲渡推進 ・犬猫の不妊去勢の推進 ・動物の愛護と適正な飼養の推進のために、市町村等が行う施策に必要な協力をすること	公募	・市内に居住する満18歳以上の者で、動物の愛護及び適正な飼養について熱意と識見を有するとともに動物愛護に関する活動実績があるもの ・動物の愛護及び適正な飼養の推進について、市が行う事業に協力できる者 ・法その他動物関連法令に反する行為等により、県又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことがない者	12名 (1名)
川口市	未設置		委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策への協力 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進の重要性について市民の理解を深める ・犬、猫等がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言 ・犬、猫等の動物に適正な飼養を受ける機会を与えるため、譲渡のあっせんその他の必要な支援 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養に関する地域の情報の市への提供 ・災害時において、市が行う犬、猫等の動物の避難及び保護等に関して協力	公募	・市又は市に隣接する市(県内に限る。)に在住、在勤又は在学する20歳以上の者のうち、動物の愛護と適正な飼養について熱意と識見を有するとともに動物愛護に関する活動実績がある者 ・動物の愛護と適正な飼養の推進について、市が行う施策に協力できる者 ・法その他関係法令に違反する行為等により、行政からの文書による勧告又は命令等を受けたことがない者	20名 (0名)
越谷市	未設置		委嘱済	1 動物の愛護及び適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること 2 市民に対し、その求めに応じて、動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること 3 動物の所有者に対し、その求めに応じて、動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること 4 動物の愛護及び適正な飼養のために市が行う施策に必要な協力をすること 5 地域における動物の愛護及び適正な飼養に関する情報を収集すること 6 災害時において、市が行う動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること 7 その他動物の愛護及び適正な飼養の推進に市長が必要と認めること	公募	1 市又は近隣市町に在住し、在勤し、又は在学する満18歳以上の者で、動物の愛護及び適正な飼養について熱意と識見を有し、かつ、動物の愛護に関する活動実績がある者 2 動物の愛護及び適正な飼養の推進について、市が行う事業に協力できる者 3 法その他関連法令に反する行為等により、都道府県又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことのない者	18名 (0名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
船橋市	未設置 ＜千葉県動物愛護管理推進 協議会に参加＞						
柏市	未設置 ＜千葉県動物愛護管理推進 協議会に参加＞		なし				
八王子市	設置済 (平成27年7月7日)	八王子市動物愛護推進協議会	委嘱済	・飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、 飼養等の目的、環境等に適した動物の選び方に関する 必要な助言を行う活動 ・飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正な飼 養等の方法に関する必要な助言を行う活動 ・市が行う動物の愛護並びに適正な飼養及び保管に 関する指導、助言又は普及啓発活動への協力	推薦	・八王子市内に居住する満20歳以上の者で、動物の愛護及び 適正な飼養について熱意と識見を有するとともに動物愛護に関 する活動実績がある者 ・八王子市において動物の愛護及び適正な飼養の推進につい て、国又は地方公共団体が行う事業に協力できる者 ・推進員として、他の推進員及び八王子市動物愛護推進協議 会の構成委員に対して、氏名、連絡先、活動地域及び活動分 野の公表が可能な者 ・協議会の委員から推薦を受けた者	5名 (1名)
横須賀市	未設置 ＜神奈川県動物愛護管理推 進協議会に参加＞						
富山市	未設置 ＜富山県動物愛護推進協議 会に参加＞		なし				
金沢市	未設置 ＜石川県動物愛護推進協議 会に参加＞						
福井市	未設置 ＜福井県動物愛護管理推進 協議会に参加＞		なし				
甲府市	未設置		委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために 市が行う施策への協力 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性につい て、市民の理解を深める活動 ・市民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみ だりに繁殖することを防止するための生殖を不能にす る手術その他の措置に関する必要な助言 ・犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じ て、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与える ために譲渡のあっせんその他必要な支援 ・災害時において、市等が行う犬、猫等の動物の避 難、保護等に関する施策への必要な協力	公募・推薦	・満20歳以上の者 ・市内に在住する者 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有 し、動物愛護行政に協力する意欲がある者 ・法その他の動物関連法令に反する行為等により、国又は地 方自治体から文書による指導、勧告又は命令を受けたことがな い者 ・推進員を解嘱されたことのない者	7名 (0名)
長野市	未設置 ＜長野県動物愛護推進協議 会に参加＞		委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正飼養の重要性について 住民の理解を深める活動 ・住民の求めに応じた、犬、ねこ等の動物がみだりに 繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術 その他の措置に関する必要な助言 ・犬、猫等の動物の所有者等の求めに応じた譲渡の あっせんその他必要な支援 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために 市が行う施策に必要な協力	関係動物愛護団体 からの推薦	動物の愛護及び適正飼養管理に関する知識を有し、かつ指導 力及び行動力に富む者で、市長が適当と認める者	6名 (0名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) 〈他自治体が設置している 協議会への参加状況〉	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) 〈委員等として参加している自治体〉	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
松本市	設置済み (令和4年5月19日) 〈長野県動物愛護管理推進懇 談会に参加〉	松本市動物愛護管理推進懇談会 〈長野県〉	委嘱済	・動物の愛護と適正飼養の普及啓発 ・引取り動物等の譲渡推進 ・犬猫の不妊去勢措置に関する助言 ・動物の愛護と適正飼養のために保健所が行う施策に 必要な協力 ・災害時において保健所が行う施策に必要な協力	推薦	・県内に在住し、18歳以上の者 ・動物の愛護と適正な飼養管理に関する知識を有し、かつ、指 導力及び行動力に富む者 ・動物愛護管理行政の推進に協力できる者 ・動物愛護管理法、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関 する条例その他の動物に係る規定を遵守している者	20 (0名)
岐阜市	未設置 〈岐阜県動物愛護推進協議 会に参加〉		委嘱済	・動物の適正飼養普及啓発 ・引取り動物の譲渡推進 ・犬猫の繁殖制限の啓発推進	推薦	・市内に居住する者又は動物愛護の活動拠点が市内にある者 ・動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意及び良識を有する 者 ・岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦を受けた者	36名 (34名)
豊橋市	未設置 〈愛知県動物愛護推進協議 会に参加〉						
岡崎市	未設置 〈愛知県動物愛護推進協議 会に参加〉		なし				
一宮市	未設置 〈愛知県動物愛護推進協議 会に参加〉		なし				
豊田市	未設置 〈愛知県動物愛護推進協議 会に参加〉		なし				
大津市	未設置						
高槻市	未設置 〈大阪府動物愛護推進協議 会に参加〉		なし				
東大阪市	未設置 〈大阪府動物愛護推進協議 会に参加〉						
豊中市	未設置 〈大阪府動物愛護推進協議 会に参加〉		なし				
枚方市	未設置 〈大阪府動物愛護推進協議 会に参加〉		なし				
八尾市	未設置 〈大阪府動物愛護推進協議 会に参加〉		なし				
寝屋川市	設置済 (平成28年8月1日)	寝屋川市動物愛護推進協議会	委嘱済	・動物の愛護と適正な飼養の重要性についての啓発 ・動物のみだりな繁殖を防止する不妊去勢等の措置に 関する助言 ・動物の飼養者に対する譲渡のあっせんその他必要な 支援 ・動物の適性飼養・愛護の推進のため国、大阪府又は 寝屋川市の行う施策への協力	推薦	寝屋川市動物愛護推進協議会設置要綱の規定に基づく寝屋 川市動物愛護推進協議会の構成団体の長に推薦された次の すべてに該当する者 ・当該構成団体に属するものであること。 ・寝屋川市の区域内に住所を有するものであること。 ・市内で推進員の活躍ができるものであること。 ・動物愛護の指針に対し熱意及び識見を有すること。	6名 (1名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
吹田市	未設置 ＜大阪府動物愛護推進協議 会に参加＞						
姫路市	未設置 ＜兵庫県動物愛護推進協議 会に参加＞	兵庫県動物愛護管理推進協議会	委嘱済	・動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発 ・犬猫等の不妊去勢の推進 ・引取り犬・猫等の譲渡事業への協力支援 ・動物愛護週間関係行事や学校教育等の動物愛護啓 発事業への協力	本人からの申し出	・姫路市に居住している又は姫路市内へ通勤若しくは通学する 満20歳以上の者 ・動物愛護推進のため熱意と知識を有するもので、市長が適当 と認める者	11名 (0名)
西宮市	未設置 ＜兵庫県動物愛護推進協議 会に参加＞	兵庫県動物愛護管理推進協議会	委嘱済	・行方不明・保護動物の情報収集 ・譲渡希望者の紹介、新たな飼い主への譲渡 ・飼い方相談 ・動物の適正飼育に関する普及啓発 ・動物管理センター収容動物の訓練	本人からの申し出	・市内に居住し、18歳以上であること ・動物愛護の推進に熱意と見識を有する者	11名 (0名)
尼崎市	設置済み (平成23年9月6日) ＜兵庫県動物愛護推進協議会 に参加＞	尼崎市動物愛護管理推進協議会	委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性につい て市民の理解を深めること。 ・市民に対して、その求めに応じ、犬、猫等の動物がみ だりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする 手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 ・犬、猫等の動物の所有者等の求めに応じて、これら の動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲 渡のあっせんその他必要な支援をすること。 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のため に、市が行う施策に必要な協力をする事。 ・災害時において、市が行う犬、猫等の動物の避難、 保護等に関する施策に必要な協力をする事。	公募	尼崎市に居住し、動物愛護の推進に熱意と識見を有する20歳 以上の者のうち、次の各号の条件を満たす者 (1) 地域の実情に精通し、動物の愛護及び管理に関する活動 を尼崎市動物愛護センター(以下、「センター」という。)と協力し て行うことができる者 (2) 動物の愛護及び管理に関する知識等の普及啓発等に係る センターとの活動実績があり、若しくは推進員活動を適正に行 うと認められる者で、指導力及び行動力に富む者 (3) 法その他動物関連法令に反する行為等により行政から文 書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者 (4) 当該要綱に反する行為を行ったことのない者 (5) 暴力団員又は暴力団員密接関係者でない者	10名 (0名)
明石市	未設置 ＜兵庫県動物愛護推進協議 会に参加＞		なし				
奈良市	未設置 ＜奈良県動物愛護推進協議 会に参加＞		なし				
和歌山市	未設置 ＜和歌山県動物愛護推進協 議会に参加＞		なし				
鳥取市	未設置						
松江市	未設置		なし				
倉敷市	未設置 ＜岡山県動物愛護推進協議 会に参加＞		なし				

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) 〈他自治体が設置している 協議会への参加状況〉	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) 〈委員等として参加している自治体〉	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
福山市	未設置 〈広島県動物愛護推進協議 会に参加〉	〈広島県動物愛護推進協議会〉	委嘱済	・犬猫等の動物の愛護及び適正な飼養の推進のため に市が行う施策に協力 ・犬猫等の動物の愛護及び適正な飼養の重要性につ いて、住民の理解を深める ・住民に対し、その求めに応じて、犬、猫の動物がみだ りに繁殖することを防止するための不妊去勢手術その 他の措置に関する必要な助言をする ・動物の所有者に対し、その求めに応じて、これら動物 に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡の斡 旋その他の必要な支援をする ・活動に役立つ知識の習得に努める	推薦	・福山市又は福山市近隣(広島県内に限る)に居住する満20歳 以上である者 ・動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意と誠意を有し、動物 愛護行政に協力する意欲のある者 ・広島県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦された者 ・動物愛護法その他動物関連法令に反する行為により、文書に よる指導、勧告又は命令等を受けたことのない者 ・福山市動物愛護推進設置要綱第7条第1項第1号、第3号、第4 号又は第6号の規定により、推進員を解嘱されたことのない者	7名 (3人)
呉市	未設置 〈広島県動物愛護管理推進 協議会に参加〉		委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養に関する普及 啓発 ・住民の求めに応じた、犬・猫等みだりな繁殖防止措 置等に関する助言 ・犬・猫等の譲渡の斡旋その他の必要な支援 ・行政が行う動物愛護施策への協力 ・飼い主に対する犬・猫等の飼養に関する助言等	協議会構成団体か らの推薦	・呉市内に居住するか勤務する満20歳以上の方 ・動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見のある方 ・協議会の構成団体から推薦された方	10名 (4名)
下関市	設置済 (平成19年9月28日)	下関市動物愛護推進協議会 (下関市)	委嘱済	・犬猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性につい ての普及啓発 ・住民に対し、その求めに応じて、犬猫等の動物がみ だりに繁殖することを防止するための助言 ・犬猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じ、 譲渡のあっせんその他の必要な支援 ・動物の愛護と適正な飼養の推進のため国又は本市 が行う施策に協力 ・災害時において、市が行う犬、猫等の動物の避難、 保護等に関する施策に協力	協議会からの推 薦、公募	・下関市内で活動できる者 ・地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を 有する者 ・動物愛護管理行政の推進に協力できる者	28名 (8名)
高知市	未設置 〈高知県動物愛護推進協議 会に参加〉		なし				
高松市	未設置 〈香川県動物愛護推進協議 会に参加〉		委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性につい て市民の理解を深める活動すること。 ・市民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみ だりに繁殖することを防止するための生殖を不能にす る手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 ・犬、猫等の動物の所有者に対し、その求めに応じて、 これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるため に譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために 市等が行う施策に必要な協力すること。 ・災害時において、市等が行う犬、猫等の動物の避 難、保護等に関する施策に必要な協力すること。 ・その他動物の愛護と適正な飼養の推進に市長が必要 と認めること。	公募・推薦	・高松市内に住所を有する20歳以上の者 ・動物を適正に飼養し、地域での動物の飼養等について模範と なる者 ・地域の実情に精通し、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発 に熱意と識見があり、動物の愛護に関する活動実績のある者 ・獣医師その他動物に関する知識を有する者及び動物取扱業 者等で、現に飼育動物を扱っているもの ・学校飼育動物を通して、動物の愛護と適正な飼養に努めてい る教員 ・その他懇談会が適当と認めた者	22名 (5名)

自治体名	協議会設置状況 (設置年月日) ＜他自治体が設置している 協議会への参加状況＞	協議会名称 (協議会の合同参画自治体) ＜委員等として参加している自治体＞	動物愛護 推進員委 嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進員 募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護推進 員数 (うち獣医師数)
松山市	未設置 ＜愛媛県動物愛護推進懇談 会に参加＞		委嘱済	・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性につ いて住民の理解を深める活動 ・犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するた めの生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要 な助言 ・犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じ て、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与える ための譲渡のあっせんその他の必要な支援 ・国、県、市が実施する動物の愛護と適正な飼養の推 進施策に必要な協力	推薦・公募	動物の愛護及び適正な飼養の推進のために国、県、市の施策 に積極的に協力する者で、次のいずれかに該当する者 ・獣医師 ・地域における犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養の推進 に熱意と識見を有する者 ・その他市長が適当と認めた者	10名 (10名)
久留米市	未設置		なし				
長崎市	未設置 ＜長崎県動物愛護推進協議 会に参加＞		なし				
佐世保市	未設置 ＜長崎県動物愛護推進協議 会に参加＞	長崎県動物愛護推進協議会	なし				
大分市	未設置 ＜大分県動物愛護推進協議 会に参加＞						
宮崎市	未設置 ＜宮崎県動物愛護推進協議 会に参加＞		なし				
鹿児島市	未設置 ＜鹿児島県動物愛護推進協 議会に参加＞	＜鹿児島県＞	委嘱済	(1)犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性につ いて住民の理解を深めること。 (2)住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物が みだりに繁殖することを防止するための生殖を不能に する手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 (3)犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じ て、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与える ために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。 (4)犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のため に市が行う事業に必要な協力をする。こと。 (5)災害時において、市が行う犬、猫等の動物の避難、 保護等に関する事業に必要な協力をする。こと。	鹿児島県動物愛護 推進協議会からの 推薦	(1)鹿児島市内に居住する18歳以上の者であること (2)地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を 有すること。 (3)推進員を解嘱されたことのない者であること。	7名(2名)
那覇市	未設置		委嘱済	・地域における犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養 に関する普及啓発 ・市が開催する動物愛護週間関係行事への協力 ・犬、猫等の動物の所有者等に対し、これらの動物に 適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつ せんその他の必要な支援 ・災害時において、市が行う犬、猫等の動物の避難、 保護等に関する施策に必要な協力 ・犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するた めの生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要 な助言	公募	推進員は、動物愛護の推進に熱意と識見を有する20歳以上の 者の中から、 次の各号に掲げる者より委嘱する。 (1)動物の愛護と管理に関する豊かな知識、経験及び熱意を 有し、市民に対し適正な飼養に関する助言ができる者。 (2)動物の愛護に関する資格等を取得している者。 (3)法その他の動物関連法令に反する行為等により、県又は 市町村から文書により指導、勧告を受けたことのない者。 (4)前各号に掲げる者のほか、市長が特にその職務に適任と 認める者。	4名 (0名)